

障害者支援施設くすのき園地域移行等の意向確認の指針

社会福祉法人くすのき

1. 目的

本指針は、法人が運営する障害者支援施設くすのき園（以下、「当施設」という）において、利用者本人が望む暮らしの実現を目指し、入所利用者の地域生活への移行や施設外の障害福祉サービスの利用（以下、「地域移行等」という）に関する意向を適切に把握するよう努め、必要な支援を提供することを目的とする。

2. 意向確認の基本原則

地域移行等の意向確認及び支援にあたっては、以下の事項を全ての支援の土台とする。

(1) 自己決定の尊重

利用者の障害の状態や現在の状態から「難しい」と予断をすることなく、利用者が自ら意思を決定し、選択することを最大限尊重する。ただし、一定のリスクが予測される場合は、他者の権利を侵害しない限りその選択を尊重しつつ、チームでリスクを最小化するための対応策を検討する。

(2) 情報提供

意思決定に必要な情報は、利用者本人に伝わりやすい方法を工夫し、可能な範囲でわかりやすく提供する。

(3) 意思表示が困難な方への支援

言語での意思表示が難しい利用者に対しては、表情、行動、感情の変化など非言語的なサインを丁寧に観察し、生活歴、好み、行動記録等の情報を基に本人の意思や選考を慎重に推定するよう努める。支援者の価値観や思い込みで判断せず、多職種で連携し客観的な視点を保持するよう配慮する。

(4) 本人意思の優先

本人の意思を推定・補完するための手段として家族からの情報を参考にする場合もあるが、原則として本人の意思を最大限尊重する。本人の意思より家族の意向を優先することはしない。

また、意向確認の結果、利用者が当施設での生活継続を希望された場合も、その選択を尊重する。将来的に地域移行等の選択が示された際に適切に対応できるよう、継続的に支援をおこなう。

3. 地域移行等意向確認担当者の選任

(1) 当施設は、利用者の地域移行等に関する意向を定期的に確認し、関連機関との連携を総括するため、「地域移行等意向確認担当者」（以下、「担当者」という）を選任する。

(2) 担当者は施設長が指名する者とし、サービス管理責任者や他の職種が兼務することを妨げない。

4. 地域移行等意向確認の時期

意向確認は、以下の時期に実施する。

(1) 定期的な確認

原則として、**6ヶ月に1回以上**、個別支援計画の更新時期に合わせて実施する。

(2) 体験利用や見学に行ったとき

グループホーム等の体験利用や外部の日中活動の見学・体験をおこなった際は、面談等の機会を通じて感想及び今後の意向を確認する。

(3) 日常での確認

日頃の支援の中で、今後の暮らしの意向を示唆する言動が見られた場合には、その内容を記録し、支援者同士で情報を共有するよう努める。そのうえで、本人の真意を丁寧に汲み取るよう努める。

(4) その他（担当者が必要と判断した場合）

本人の状況変化や支援上の判断等、意向確認が必要と考えられる事由が生じた場合には、担当者は速やかに意向確認をおこなうものとする。

5. 地域移行等意向確認等の実施方法及び実施体制

(1) 実施方法

I. アセスメント（意向や生活実態の把握・課題分析）

事前の聞き取り調査や日常観察等を通じて、地域移行等に関する希望、課題、準備状況等を把握する。

II. 意思決定支援会議（個別支援会議等）の開催

意思決定支援会議は個別支援会議等と一体のものとして開催することができる。会議での意向確認を基本とし、利用者の意思を尊重し地域移行等の意向確認をおこなうものとする。利用者本人の出席を基本とするが、本人の状態や意向、必要に応じて家族または後見人も招くことができる。

III. 段階的な個別支援計画の作成

地域移行等の意向が確認された場合は、意向が本人の真意かどうか丁寧に確認したうえで、段階的支援の計画を速やかに策定し、次の支援へとつなぐものとする。

IV. 継続的支援

一連の流れは一度で完結するものではなく、利用者の状況に合わせて繰り返しおこない、継続的に支援を見直していく。

V. 記録

地域移行等意向確認の内容は記録し、完結の日から**5年間保存**するものとする。

(2) 実施体制

担当者が中心となり、支援チーム（施設内職員、相談支援専門員、必要に応じて医療・福祉関係者等）を形成する。また、意向確認の結果、地域移行の希望が明確な場合は、支給決定市町村や相談支援専門員等へ速やかに情報を提供する。

6. 意思形成のための機会提供と支援

利用者が地域生活を具体的にイメージできるよう、以下の支援を本人の希望や状況に応じて可能な範囲で実施する。

- (1) 体験的な利用（グループホーム見学、地域活動参加等）の機会に関する調整。
- (2) パンフレットや写真等を用いた情報提供をする。
- (3) 個別の状況に応じた、地域生活移行に必要な生活スキルの維持・向上への支援をおこなう。
- (4) 確認できた意向を実現するために、達成可能な短期目標を設定し、利用者の自信に繋げる。

附則

本指針は、令和8年4月1日から適用する。